

復讐心ではなく愛をもって

私たちは今、マタイ福音書第5～7章に記されている主イエスの「山上の説教」の学びを続けている。当時の宗教的指導者である律法学者やファリサイ人らの教えと対比させながら、神の国の民としてのキリスト者のこの世における生き方を教える有名な箇所である。

キリストの弟子たる者の持つべき「新しい義」（5：20）の第5の例として、主イエスは「あなたがたも聞いているとおり、『目には目を、歯には歯を』と命じられている。しかし、わたしは言うておく。悪人に手向かってはならない。だれかがあなたの右の頬を打つなら左の頬をも向けなさい。あなたを訴えて下着を取ろうとする者には、上着をも取らせなさい。・・・」と言われて（5：38～41）、キリスト者の生きるべき愛とあわれみと許しの精神について教えられた。

「目には目を、歯には歯を」というオキテを聞くと、多くの人は、何と恐ろしい、残酷で、野蛮で、むごたらしいオキテだ、という反応を示す。これは一般に「同態復讐法」と呼ばれているが、その名称自体、復讐を容認するような印象を受ける。事実、律法学者やファリサイ人たちが、このオキテをそのように解し、何人であれ受けた不正な行為に対しては、私的うらみごとに対してさえ、個人が目には目を、歯には歯をもって報復できるかのように教えたのである。

しかし、このオキテは、イスラエルにおいては、そのような私的な復讐や個人的な恨みをはらすことを容認するようなオキテとして与えられたものではなかった。むしろ、それは裁判における不正と不公平を防ぎ、公平と正義を確立するためのオキテであり、また、とどまることを知らない人間の復讐心を抑制する正義の規定として与えられたものである。

特にここで、主イエスは私的リンチを禁じておられることに注目すべきである。人間の持つ個人的恨みというのは恐ろしい。私たちは、自分に為された不当な仕打ちを我慢することができない。名誉が傷つけられ、利益を損なわれ、不当な苦痛を与えられるとき、私たちの心は怒りに燃え、復讐の思いにかられる。アダムから受け継いだ私たちの罪の性質は、打たれたら打ち返せ、やられたらやり返せ、と叫ぶ。

そのような人間の性質に対し、主イエスは、キリスト者はそうであってはならないと言われる。たとい自らの権利が犯されるようなことがあったとしても、個人的恨みをはらすために悪をもって悪に報いてはならず、愛と忍耐と許しをもって隣人に仕えていくべきであることを教えられた。何と高尚な愛の教えであろうか。私たちの心はそのような教えに耐えられないが、しかし主イエスこそ、そのような心で十字架の道を歩まれたお方であられた。

使徒パウロもまた、ローマの信徒たちに宛てた手紙の中で、この主の御心を私たちに教えている。「愛には偽りがあってはなりません。悪を憎み、善から離れず、兄弟愛をもって互いに愛し、尊敬をもって互いに相手を優れた者と思いなさい。・・・あなたを迫害する者のために祝福を祈りなさい。祝福を祈るのであって、呪ってはなりません。・・・だれに対しても悪に悪を返さず、すべての人の前で善を行なうように心がけなさい。・・・悪に負けることなく、善をもって悪に勝ちなさい」（ローマ12：9～12）。